

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

株式会社ひばりシステム

2026年6月1日

代表取締役 藤本正道

改正労働者派遣法（法第23条第5項）の規定のより事業報告書（2024年7月1日～2025年6月30日）の内容に基づき、以下の通りマージン率等について情報提供いたします。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

労働者派遣届出許可番号	派04-300381
届出許可年月日	平成30年11月1日
事業所の名称	株式会社ひばりシステム
事業所の所在地	宮城仙台市青葉区一番町2-5-22 GC青葉通りプラザ6F

2. マージン率

令和8年6月1日現在

派遣労働者数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	③マージン率 (小数点第2位以下を四捨五入)
6	¥ 38,020	¥ 13,264	¥ 0.65

・ マージン率

$$\text{③マージン率} = 1 - \frac{\text{②派遣労働者の賃金}}{\text{①労働者派遣の料金}}$$

・ マージンに含まれる費用

法定福利費用	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
その他経費	福利厚生費用
	年次有給休暇取得時にかかる賃金
	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用、インフルエンザ予防接種費用
	通勤手当を含む交通費
	教育研修にかかる費用
	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費
営業利益	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、会社運営経費を差し引いた利益

3. 法30条の4第1項の労使協定方式は、以下の通りです。

協定対象派遣労働者の範囲	ソフトウェア開発技術者及び、その他の情報処理技術者等の業務に従事する従業員
協定の有効期間	令和9年3月31日

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項は、以下の通りです。

キャリア形成に関する事項	キャリアコンサルティング
	教育訓練：入職時（新規採用者訓練）、入職2年目、3年目（基本研修） 入職4年目（応用研修、リーダー研修）